

全国森林計画（案）に対する意見の概要

1 - 1

1 概要

「全国森林計画（案）」について、以下のとおり、意見・情報の募集を行った。

- （１）意見・情報募集期間： 平成30年7月25日(水)～平成30年8月13日(月)の20日間
- （２）告知方法： 報道発表、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び農林水産省ウェブサイトへの掲載等により実施
- （３）意見・情報提出方法： インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

2 提出いただいた意見の件数・概要

- （１）意見提出者・団体等の数：47件（個人(不明含む)42件、団体・法人5件）
- （２）提出項目数： 63項目（ほぼ同じ内容のものはひとつの項目として取扱）

3 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の例（概要）
1. 趣旨を取り入れているもの	15	<ul style="list-style-type: none"> ○今までどおりの人工林を全て維持する必要はなく、作業や搬出がしやすい場所にしばって、持続可能な林業を育てる施策をしてほしい(No.34、35) ○流木災害に対し、堰堤をつくるだけでなく、谷筋の人工造林木の伐採も必要ではないか(No.30) ○被害が32府県に及んでいるナラ枯れ被害対策についても記述すべきではないか(No.36)
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	19	<ul style="list-style-type: none"> ○スギ、ヒノキといったこれまでの樹種の単純な更新ではなく、地域の木材需要に配慮した造林樹種を選定すべき(No.13) ○花粉症は、戦後植えすぎて放置されたままの人工林を間伐・皆伐すれば完治するものであり、その伐採跡地にまたスギやヒノキを植えることをせずに、天然林に戻してほしい(No.45) ○奥山の尾根筋での風力発電等森林破壊につながる巨大開発を規制する記述をすべき(No.37)
3. 修正するもの	0	
4. その他、今後の検討の参考等	29	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽により公益的機能や木材生産機能が発揮される場所を市町村単位等で地図化して明記してほしい(No.11) ○林道は流域単位で行政主導で計画し、最良の場所に開設してほしい(No.17) ○大量生産・大量消費・大量廃棄の右肩上がりの発想を改め、国産材の消費拡大や輸出推進は止めるべき(No.59)
合 計	63	

全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理結果の凡例及び項目数 (63項目) (ほぼ同じ内容のものはひとつの項目として数えた。)

- | | |
|--------------------|--------|
| 1: 趣旨を取り入れているもの | (15項目) |
| 2: 趣旨の一部を取り入れているもの | (19項目) |
| 3: 修正するもの | (0項目) |
| 4: その他及び今後の検討の参考等 | (29項目) |

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
1	まえがき	<p>「充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。」と記述されているが、「計画的に再造成すべき段階を迎えている。」又は「計画的に再造成すべき段階に入っている。」とすべきではないか。平成23年度末時点で人工林の10齢級以上の面積が人工林面積の5割であるのに対し、平成28年度末時点では約3分の2となっていると見込まれることを勘案すれば、計画的な再造成をすべき状況となっていることが理解できる。</p>	1	<p>ご意見のとおり、計画的な再造林をすべき状況となっていると理解しており、原案の記述でもご指摘の趣旨は含まれているものと考えています。</p>
2	まえがき	<p>現行の全国森林計画が改定されてから、一昨年日本政府はSDGsの実施指針を作成したが、「国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題」にもSDGsが重要であると指摘している。これをうけて、本計画の前文に、本計画の重要性を強調する意味で以下の記述を記載すべき。</p> <p>森林の適正な整備保全はSDGsの以下の目標と関係する大切な事項である 目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」の達成のみならず、 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる にも関係する重要な課題である</p>	1	<p>ご意見頂いた持続可能な開発目標(SDGs)については、上位計画である森林・林業基本計画の第3の1の(12)において、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsの実現を図るため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関する国際的な取組等に参画する旨など記述しているところです。</p> <p>また、平成28年12月に決定されたSDGs実施指針を踏まえ、本年6月に作成された拡大版SDGsアクションプラン2018(SDGs推進本部決定)では、SDGsを推進するための国内の取組として、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮に向けて、主伐後の再造林、主伐・再造林の一貫作業システム、間伐や路網整備、人材育成等を進める旨記述されており、これらについては森林・林業基本計画の第1の2「森林及び林業をめぐる情勢の変化等を踏まえた対応方向」等に既に記述されている内容となっているところです。全国森林計画は、森林・林業基本計画に即し森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
3	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	社会的情勢の変化に「所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在」を追加しているが、「整備の行き届いていない森林の存在」は現行計画策定時以降の社会的情勢の変化として追記すべき内容なのか。従前から、森林(特に人工林)の整備不足については林業上、国土保全上の問題として認識されてきたところ、社会的情勢の変化として、今回追記する理由は、森林環境税の具体化が図られたことによるものか。	4	ご指摘の点については、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(新たな森林管理システム)を導入した背景を踏まえて、社会的情勢の変化として追記したものです。
4	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 第2表	天然林が減少する計画はあまりにも問題。天然林が増えていく計画に転換を。	4	第2表において、天然生林面積が計画期末に減少することについては、上位計画である森林・林業基本計画の第2の2の(4)「森林の誘導の考え方」に即し、天然生林の機能を高めるため人為による複数の樹冠で構成する森林(育成複層林)へ誘導することによるものです。 天然生林から育成複層林への誘導を図る森林は、放置された里山の二次林など公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し継続的な資源利用が見込まれる森林に限っており、積極的に人工林の造成を意図したものではありません。
5	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 第2表	都道府県レベルで現状に合わせた森林蓄積量の修正(林齢の高い林分での蓄積量増加)がなされているが、全国森林計画の現況蓄積でもそうした見直しを反映しているのか。	1	森林蓄積については、都道府県等を通じて行った森林資源現況調査に基づいたものであり、都道府県で行っている見直しも反映されているところです。
6	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林の整備及び保全の目標	(6)西日本及び四国西部並びに(7)南四国及び九州について長伐期化等を推進するの前に「斜面安定性に支障が無いことを確かめながら」を追記する。これは、19-20頁で流木被害に関連するが、九州大学の久保田教授によると、「30度以上の急な斜面で、かつ、災害地の急斜面に比較的良好な土層が1m未満と薄い場合は、長伐期化による森林地上部荷重による斜面不安定化は根の補強強度を著しく超えるので、長伐期化による地上荷重(樹木重量)の増加は好ましくない。斜面が不安定化すると崩壊がととも発生しやすくなり、長伐期化による大木の流木も発生しやすくなる」という見解からの意見である。	2	Iの1「森林の整備及び保全の基本的な考え方」として、森林の整備及び保全に当たっては、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化等を踏まえることとしています。 その上で、当該記述は、各広域流域における総合的な森林整備及び保全の目標を記述しており、「30度以上の急な斜面で、かつ、災害地の急斜面に比較的良好な土層が1m未満と薄い場合」という限定的な場合の留意事項を記述することは適切でないため、原文のとおりとします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
7	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	ア 人工造林において、将来にわたり育成単層林として維持すると断定するのはいかがなものか。人工造林木と天然更新木の複層林等も必要ではないだろうか。単一人工林が資源の多様化を妨げている面は否めない。なので、人工造林の在り方も地域地域の特性に応じて、柔軟な取り組みができるようにすることが、植栽してから収穫まで時間がかかる木材のリスク分散になるのではないだろうか。	1	全国森林計画では、上位計画である森林・林業計画に即して傾斜が緩やかで林地生産力の高い人工林については、育成単層林として維持することとしています。具体的なゾーニングにあたっては、市町村森林整備計画において地域の实情に応じて判断されるものと考えています。 また、全国森林計画では、第2表のとおり育成複層林への誘導等を推進することとしています。この育成複層林への誘導にあたっては、天然更新も活用することとしています。
8	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	(1)立木竹の伐採において、竹の伐採に関する記載がない。近年、森林内に竹が侵入・繁茂し、植栽木が被圧されたり下層植生が乏しくなるなどの状況が各地で起きている。空き家となった民家裏山から侵入・拡大することが多く見られるが、これに対する対策等の方向性についての記載が必要ではないか。	2	全国の竹林の面積については、立木地に比べると全森林面積に対して約1%未満と小さいことなどから、全国森林計画では特段の記述はしていません。なお、地域によっては手入れの行き届かない竹林や、竹の侵入の程度が悪化している実態があり問題化しているものと認識しており、必要に応じて地域森林計画において記述されるものと考えています。
9	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	「林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件」と記載されているが、「林地生産力の高低」は自然条件に該当するのか疑問である。森林・林業基本計画において記述されている内容が全国森林計画でも記載されているが、別の表現(例えば、「林地生産力の高低といった林木の生育の指標」)を検討すべきではないか。 他の記載箇所において、「気候、地形、土壌等の自然条件等」と記載されていると比較すると、「林地生産力の高低」を自然条件として明記することは整合性がないと考えられる。林地生産力としては「地位指数(林齢40年生時の上層木平均樹高)」といった指標で示されるように、これは林業面からみた条件であり、直接自然条件と言えないのではないか。	4	上位計画である森林・林業基本計画では、森林の誘導の考え方に「車道等や集落からの距離といった社会的条件」の概念を新たに導入しており、それに伴って、対比を明確にするため従前の立地条件(林地生産力や傾斜等)を自然条件に含まれるものとして整理しているところです。このため、全国森林計画においても同基本計画に即した記述としているところです。
10	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	「森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。」とあるが、四国のツキノワグマやイヌワシは絶滅の危機にある。それらの野生動物の生息地は、多くの場合スギやヒノキの植林に分断されている、もしくは餌場をなくし生息地が荒廃しているのが現状である。絶滅の危機に瀕している野生動物の生息地になっている貴重な森が、ここでいう「目的樹種の成長を妨げるもの」になってしまっている場合は、絶滅危惧の野生動物の生息できる環境保全を優先のため「保残」していただきたい。	2	野生動物の保全については重要であると認識しており、第1表の「生物多様性保全機能」を有する森林について、「全ての森林は多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ(中略)一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。」と記述しているところです。その上で、その他の森林において施業を実施するに当たってもご指摘のとおり生物多様性の保全の観点から、一定の樹木等については保残に努めることとしています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
11	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	植栽による公益的機能や木材生産機能の発揮が期待できる場所はどこなのか、都道府県単位、市町村単位で地図化するなどして明記していただきたい。	4	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、地域森林計画に適合して作成される市町村森林整備計画において、その区域が属地的に設定、明記されることとなっています。
12	II 森林の整備に関する事項 1 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	「育成単層林」「育成複層林」「天然生林」とあるが、イメージができない。それぞれ定義をすべき。植生構造などイメージ図や画像等で示せないか。また、針広混交林についても定義すべきである。	4	育成単層林、育成複層林、天然生林については、上位計画である森林・林業基本計画の第2の2の(4)において、下記のとおり示しているところです。 ① 育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 ② 育成複層林 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。 ③ 天然生林 主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ・シラビソ・エゾマツ・トドマツ等からなる森林。 平成27年9月30日の林政審議会の資料1-2、平成27年11月10日の林政審議会の資料1-7において、育成単層林、育成複層林、天然生林の誘導の考え方やイメージ写真を示しています。 また、針広混交林については、森林・林業基本計画を議題として開催した平成27年12月8日の林政審議会の資料1-3の10頁において、奥地水源林等における針広混交林化の推進(イメージ)を示しています。 なお、林政審議会の配付資料等は、林野庁ウェブサイトでご覧いただけます。
13	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	森林整備及び保全の目標を、農業的な育成単層林だけでなく、天然力を活用した育成複層林への誘導にもおかれていることは、日本の国土保全にとって適切な施策と見做す。その上で、造林と保育の計画に関して、現場において以下の視点も勘案すべき。 ①造林では杉ヒノキといったこれまでの樹種の単純な更新ではなく、地域の木材需要に配慮した樹種を選定する。 ②保育では、重労働が故に林業従事者の減少を招く「下刈り」についても、伐採や植栽の作業システム合理化に倣い、軽労働化を図る。具体的にはセンサーを利用した自動下草刈り機の開発など、AIを活用して省力化を行い効率性を高める。	2	① IIの1の(3)のア「人工造林」において、「適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。」と記述しているところであり、地域森林計画及び市町村森林整備計画等において、必要に応じてさらに地域の実情に応じた記述がなされるものと考えています。 なお、国内における広葉樹材の生産への関心の高まりを踏まえ、地域レベルにおいてセンダンなど家具材として用いられる広葉樹の早生樹種の施業技術の開発に向けた実証的な取組も進められているところです。 ② 全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的技術指針等を記述するものです。研究・技術開発については、上位計画である森林・林業基本計画の第3の1の(8)において、「研究・技術開発については、社会情勢の変化や現場が抱える課題を適確に把握し戦略的かつ計画的に進める。」としているところです。 なお、下刈り等の造林作業については、機械化が進んでいない分野ではありますが、軽労働化に向けて最近では下刈り機械等の開発を始めているところであり、ご指摘の具体的な研究開発のご提案については、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
14	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	人間が手を入れていくことは天然更新ではない。ササを刈ることで、野生動物のひそみ場を山から無くしてしまう可能性もある。もっと、自然生態系全体にどのような影響を与えてしまうのかも考慮して施策を考えるべき。	2	第1表の「生物多様性保全機能」を有する森林において、「原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。」と記述しているところだ。 また、Ⅲの3の(2)においても、「野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。」と記述しているところだ。
15	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	計画全体にわたって「主伐」を推奨しているが、人工林が50年生前後をもって「主伐期に達した」とする前提が生態学的に適当ではなく、その主伐時期の設定について、「平均成長量が最大となる年齢を基準」(10頁)とするのは、木材不足時代の発想であり改めるべきだと考える。 計画において「主伐のうち択伐以外」としている「皆伐」については、全国で数十haから100ha以上の大規模皆伐が見られており、「一箇所当たりの伐採面積の規模」は大面積にならないようなインセンティブが必要である。また、「森林経営計画」で示されている20haの主伐上限は雨の少ないヨーロッパの施業からみても、大きすぎるため見直すべきである。	2	全国森林計画における主伐は、上位計画である森林・林業基本計画でも示している「短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採を行う」という考え方に即したものであり、実際に森林所有者等が主伐を行うに当たっては、地域森林計画等を踏まえつつ、地域の実情や経営方針等に応じて行われるものと考えています。 また、市町村森林整備計画において、地域の実情に応じて1箇所当たりの伐採面積の規模を示しているところであり、森林経営計画の認定、伐採及び伐採後の造林の届出等の適切な運用を通じて同計画に適合した伐採が行われるものと考えています。
16	Ⅱ 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	苗木は挿し木苗から実生苗に移行して少しでも根の深い苗を植林してほしい。	4	挿し木苗の根は、細い根が広がっている状態ではありますが、生長に伴って垂下根が発達して、その樹種に固有の形になるとされています(最新 樹木根系図説 総論)。このことから、挿し木苗でも、実生苗でも、成長した樹木は根が土壌をつかみ、崩壊を防止する力には差はないものと考えています。
17	Ⅱ 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	流域で検討し最良の場所に行政主導で林道をお願いしたい。 現場に任せると視野が狭く、利益誘導型の林道になり必ずしも最良の道とは言えない。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、地域の林道の開設及び改良等に関する基本的な考え方や計画等については、民有林においては都道府県知事が公衆の縦覧等を行い策定する地域森林計画において定めており、当該計画を基に事業主体である市町村又は都道府県が林道の線形等を決めて整備しています。
18	Ⅱ 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	(1)林道等路網の開設について 九州北部豪雨や西日本豪雨地域では、路網が寸断され、一部では災害の起因だとも指摘されている。水処理が悪く、維持管理作業が適切になされていない林道、作業道も散見される。林業の振興には路網の整備が必要であることは間違いないが、近年の豪雨災害地の現状を精査し、林内路網の作設、維持管理指針の見直しをはかるべきである。	2	九州北部豪雨等の際には、記録的な豪雨に起因して多くの路網が被災したと考えていますが、壊れにくい道づくりや適切な維持管理は重要と考えており、Ⅱの3の(1)に記述されている考え方を踏まえ、林道等の技術基準や作設指針に基づいた適切な道づくりの普及に引き続き努めていく考えです。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
19	II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	(1)林道等路網の開設において、道を「林道」「林業専用道」「森林作業道」の3種に分けた上で、「高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとす」とある。 ・高性能林業機械が通る作業道は幅員が広くなり、その道に起因した法面崩壊や路肩崩壊等の土砂災害現場が全国各所で見られている。 ・土砂災害を誘発するような路網にしないよう、幅員、排水処理、切土高に配慮した作設方法を推奨すべきである。その際、林野庁が平成22年「路網・作業システム検討委員会」において検討してきた「大橋式作業道」のように、幅員2.5m以下の「壊れない道づくり」の文言を入れるべきだと考える。 ・さらに、(2)搬出の方法を特定する森林において、搬出の方法は「地表を極力損傷しないよう、架線集材等によることとする」だけでなく、幅員2.5m以下の作業道「壊れない道」で小型機械(林内作業車や2トンダンプ)を利用する方法も、「特定する森林」の搬出方法として含めるべきである。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、森林作業道における、幅員、排水処理、切土高に配慮した作設方法については、ご指摘の「路網・作業システム検討委員会」の検討結果を踏まえて「森林作業道作設指針(平成22年11月)」を定め、森林作業道を作設する上で考慮すべき事項を目安として示しており、傾斜等の条件によっては、2t積トラックの走行を想定する場合などは、幅員を2.5mとするなどと記述しているところです。 また、IIの3の(2)搬出の方法を特定する森林における搬出の具体的な方法については、都道府県知事が公衆の縦覧等を行い策定する地域森林計画において定めることとなっています。
20	II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	(2)搬出の方法を特定する森林について 全国に脆弱地盤が存在し、傾斜地や雨量の多い日本において、林業生産活動、特に伐採・搬出を環境保全的な方法で行うことが求められる。環境保全型の林業を進めるためには条件不利地域政策の導入が有効だと思われ、環境保全的な林業による掛かり増しの生産費を補填する政策が必要だと思われる。15頁では、「搬出の方法を特定する森林」が別表で指定基準が示され、推奨する搬出の方法は「架線集材等」とされている。急傾斜地で架線集材を推奨することに異論はないが、加えて壊れない道づくり(法面高さを抑え、幅員が狭く、分散排水等を特徴とする)と路体の痛みが少ない小規模機械による伐採、搬出についても環境保全型の搬出方法として位置づけ、支援すべきである。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、搬出の具体的な方法については、都道府県知事が公衆の縦覧等を行い策定する地域森林計画において定めることとなっています。 なお、ご提案の環境保全的な林業による掛かり増しの生産費を補填する政策の導入については、今後の検討の参考とさせていただきます。
21	II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	林道や路網について「低コストで効率的な作業システムに対応したものと書かれているが、そのような道が大きな問題になっている。森林組合をはじめとする他人の山で施業する事業者が低コストで効率的な作業システムに対応した道を作ることで施業が終わったのちに大雨などで道が崩れて山林所有者に多大な迷惑をかけている。自伐林家は自分の山なので崩れたら今後の作業に影響を及ぼすので、絶対にそんな道の入れ方はしない。道を作るときに一番大事なのは崩れないこと、そして山を荒らさない道である。コストや効率を優先するのではなく、崩れない道づくりを第一に考えてほしい。	2	壊れにくい道づくりは重要と考えており、林道等路網の開設については、IIの3の(1)に記述しているとおり、自然条件や地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ、低コストで効率的な作業システムに対応したものとするとともに、林道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択することとしています。 これらの考え方を踏まえ、林道等の技術基準や作設指針に基づいた適切な道づくりの普及に引き続き努めていく考えです。
22	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(1)の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の担い手に、「自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林業者等」を加える。近年、若者の田園回帰の動きとともに林業就業希望者が増加しており、その中には高齢の森林所有者や集落の山林を委せてもらっている移住者も存在している。上記の搬出方法でも説明した環境保全型林業の指向が強い自伐型林業者を育成することは、林家に選択肢を与え、大規模で荒い施業になりがちな素材生産事業者の施業をチェックするためにも重要である。	1	IIの4の(1)「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等」に記述している「意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者」及び「意欲と能力のある林業経営者」には、専ら自家労働等により施業を実行する林家等についても含まれており、ご意見の趣旨は取り入れています。森林所有者の意向に沿った森林施業を適切に行っていただくよう期待しています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
23	Ⅱ 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(2)林業に従事する者の養成及び確保において、林業事業体や森林組合への雇用労働者の育成が中心となっているが、「地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つ」と位置づけられ、兼業型で複合的な自営林業者についても林業の担い手である「林業従事者」として位置づけ、過疎化が進む山村地域への居住を促進すべきである。	1	Ⅱの4の(2)において、「地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む」と記述し、専ら自家労働等により施業を実行する林家等も林業従事者として位置づけており、ご意見の趣旨は取り入れています。
24	Ⅱ 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(3)作業システムの高度化において、高性能林業機械導入のみに軸足を置くのではなく、導入コストが安く、環境負荷が小さな小型機械による作業システムも日本の脆弱地盤での林業にとって重要なことを追記すべき。	2	Ⅱの4の(3)において「我が国の地形に適合し、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。」と記述しており、作業システムの高度化には高性能林業機械以外の林業機械の利用についても含まれています。
25	Ⅱ 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(4)木材・流通体制の整備において、「森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。」と現行計画とほぼ同様の記述がある。 現行計画策定後クリーンウッド法が施行されたことから、法令名と内容を反映し、例えば「クリーンウッド法に規定する事業者の責務に基づき関係者一体となって推進する」といった加筆をすべきではないか。 Ⅲ森林保全に関する事項及びⅣ森林の保健機能に関する事項には、クリーンウッド法に関連した記述はないが、クリーンウッド法が、「自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあること」に対処するとされていることから、それぞれの節にも記載されるべきでないか。	1	ご指摘の点については、Ⅱの4の(4)に記述している「森林に関する法令に照らし(略)関係者一体となって推進するよう努めるものとする。」の中において、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨も含まれています。
26	Ⅱ 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(5)その他に、「自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする」と現行計画に書かれている文言を踏襲し、記述されたことは歓迎したい。 一方で、同事項で林業の担い手に触れている「(1)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等」には、「自伐林家」及び「自伐型林業者」の記述がない。森林経営管理法の附帯決議において、「自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林家等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つ」、「経営管理実施権の設定に当たっても、超長期的な多間伐施業を排除することなく」と明記されている。現状の社会的・経済的構造上は、短期計画で施業を請け負う民間事業者や森林組合等は「長期的な多間伐施業」は担いきれない。展開できる担い手こそが「自伐林家と自伐型林業者」である。以上の理由から、同項全体において、「自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林家等」を林業経営者・施業者の主体として位置づけ、明記して頂きたい。	1	Ⅱの4の(1)「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等」に記述している「意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者」及び「意欲と能力のある林業経営者」には、専ら自家労働等により施業を実行する林家等についても含まれており、ご意見の趣旨は取り入れています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
27	Ⅱ 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	お金にならなければ労働意欲、生産意欲が減退してしまう。 単価を上げる為にも生産側だけでなく需要側にも踏み込むべきだ。	1	ご指摘の点については、Ⅱの4の(4)木材加工・流通体制の整備において、地域の状況を踏まえ、川上と川下の連携、施設・設備の大型化、複数の中小工場の連携による生産の効率化などを通じ、需要者のニーズに即した木材製品の安定供給に努めることとしている旨記述しているところです。
28	Ⅱ 森林の整備に関する事項 第3表	計画量の算出は伐採立木材積で行い、面積は換算参考値とするのか。森林経営は、資金や労力を勘案して年間の中間伐面積計画を立て、そこから伐採および搬出しうる材積、主伐の場合は人工造林・天然更新面積を立てるのが通常である。伐採立木材積が先に来るのは倒錯しており、計画を分かりにくいものになっている。また主伐計画面積は、換算値も出されていないが、人工造林面積と天然更新面積を加えたものなので記載していないのか。 人工造林面積と天然更新面積を足すと約200万haを15年間で皆伐することになる。主伐促進だけではなく、主伐の適正・抑制を意識した計画とすべきである。	4	伐採立木材積及び造林面積の計画量については、上位計画である森林・林業基本計画に定められた森林の有する多面的機能の発揮及び木材供給量の目標を踏まえて算定しています。森林・林業基本計画に即して定えられる全国森林計画では、森林・林業基本計画の目標の一つとして木材供給量(材積)が掲げられていることなどから、伐採立木材積の計画量を示しているところです。また、伐採立木材積のうち主伐に係る計画量は、皆伐だけでなく択伐による材積が含まれており、人工造林及び天然更新の面積の計画量は、主伐を行った林分全てを人工造林又は天然更新を行うことと計画量を算定しているところです。
29	Ⅱ 森林の整備に関する事項 第3表	保安林面積のうちの「保健、風致の保存等のための保安林」について、現行計画が863.0千haに対して、案では814.2千haと48.8千ha減少している。また、流域によっては、面積を数千ha規模で減少することとして計画されている。減少分については保安林解除する予定となっているのか。それとも、保安林の種類を変更するのか。「水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する」と記載されている内容と整合性がないのではないのか。	4	計画量の算定においては、「水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて保安林の配備を計画的に推進する」ことを基本方針とし、各流域において、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な面積を計上しています。保健、風致の保存等のための保安林は、平成28年度末時点で790.5千haが指定されており、これを平成45年度末までの計画期間内に814.2千haまで増加させる計画となっています。 また、保安林は、公益上の目的を達成するために必要な森林を保安林に指定する制度であり、2以上の目的を達成するために必要があるときは重複して指定することが可能となっています。全国森林計画の保安林の計画量のうち、目的別の保安林の面積は重複を排除しない延べ面積となっています。 現行計画においては、保健、風致の保存等のための保安林の指定の計画量の多くは、水源涵養等を目的とする保安林種と重複指定することとして計上していたところですが、次期計画においては、災害防備のための保安林の配備をより重点的に推進するとしており、必ずしも保健、風致の保存等を目的とする保安林種とは重複指定することとはならないと考えており、結果的に計画量が減少しています。そのことから、既に指定された保安林を解除等することにより、計画量が減少するものではありません。
30	Ⅲ 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項	(3)治山事業において、流木災害について、拡大造林時に谷部の際まで植えられたスギヒノキが50年経ち、成長し、結果重量が増えた。本来なら、谷部にはその土壌の薄さから適した広葉樹が生えているべきだが、当時はまだスギヒノキを植えることができる土壌があったため、それら広葉樹も伐採して、スギヒノキとなった。結果、昨今の大雨の雨水重量と成長したスギヒノキの重量が足されたことによって、耐え切れず谷ごとと抜ける場所もあるのではないかと考えています。重量物の除去のため、谷筋の人工造林木の伐採も必要なのではないかと考えます。(堰堤を作るだけではなく、作る前に伐採工事も必要という考え)	1	流木対策については、平成29年九州北部豪雨災害等を踏まえ、Ⅲの2の(3)治山事業において新たに記述することとし、「流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組む」等記述しているところです。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
31	Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	(3) 治山事業において、現計画の「頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること」に加え、「及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ」と追記し、流木災害の防災・減災について明記されていることは評価する。 但し、以下の二点から懸念と意見を述べる。 1) 流木災害以外の防災の視点を入れるべき 2) 防災・減災は慎重を期すこと	2	Ⅲの1の(3)に記述しているとおり、流木災害のみならず、頻発する集中豪雨や地震等に起因する山地災害による被害を防止・軽減する観点から事前防災・減災を考えています。 流木対策につきましては、昨年11月に「中間取りまとめ」として、取りまとめたとおり、森林の山地災害防止機能の向上を図ることを基本とした上で、大規模な山腹崩壊が発生する場合も想定し、下流域での流木による被害を防止・軽減するため、森林域できめ細かな対策を実施していきます。
32	Ⅲ 森林の保全に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	(5) その他において、山村振興の観点からの記載がある。林業等の成長産業化は望ましい点もあるが、林産物の利活用や未利用資源の活用の取り組みなど、「副業としての小さな産業づくり」などについての奨励があつて良いのではないかと。山村活性化支援交付金などによる取り組みも進んでいることから、一歩踏み込んだ記載をお願いしたい。	1	ご指摘の内容については、Ⅱの4の(5)に、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等について推進する旨を記述しているところ です。
33	全般	林業について、産業として、森林所有者、素材生産者、木材加工業者等の事業体の経済的状況をどのようにするか明確ではない。例えば森林所有者は、立木価格が低いために、林業として成り立たない状況があり、再造林も不可能になっている。林業事業体はここ10年で約3分の2に減少している。林業従事者も4.5万人と少なくなり人手不足により森林整備もままならない状況である。森林所有者に対する所得向上を目指し、その方策例えば伐採から造林までの一貫作業システムの構築と言った提言をし、林業事業体の育成をあげるべきではないか。このままでは、放置森林がますます増加する。林野庁も環境税、森林環境譲与税により新森林管理法によって施策を行うとしているが、具体策が乏しい。	1	ご指摘頂いている一貫作業システムの構築や林業事業体の育成については、それぞれⅡの1の(3)において「効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める」、また、Ⅱの4の(2)において「経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成する」との記述を行っているところであり、引き続きそれらの施策の推進に努めてまいります。
34	全般	林業に向き、継続的な手入れが可能な場所で、自立でき、持続可能な林業が育つような施策を。	1	ご指摘の内容については、Ⅱの1において、「施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う」こと、また「加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する」と記述しているところ です。 加えて、上位計画である森林・林業基本計画の第3に示しております、原木の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出、効率的かつ安定的な林業経営の育成等の各種施策を講じていく考えです。
35	全般	林業は地方にとって大切な産業です。国産の材料で住宅が作られていくことを望みますが、人口減少も進んでおり、これから先のニーズを考えると今まで通りの人工林を維持する必要はないと考えます。需要と供給のバランスを考えて、適量の作業や搬出がしやすい場所にしばって、しっかり手入れをして育てる林業をしてほしい。	1	第1表において、「木材等生産機能」を有する森林について、「林木の生産に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する」と記述しているところ です。また、Ⅱの1において、「施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う」と記述しているところ です。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
36	全般	ナラ枯れ被害(被害量)は、松くい虫被害に比較して約5分の1であるが、被害発生は広い範囲(32府県。北は松くい虫被害と同じ青森県)に及ぶことから、森林被害防除に関して、ナラ枯れ被害対策についても記述すべきではないか。	1	ご指摘の内容については、Ⅲの3の(1)にナラ枯れ被害の対策として、被害監視等の地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除の推進、里山等整備を通じ被害の未然防止を図る旨記述しているところです。
37	全般	奥山の尾根筋への風力発電や、里山雑木林を伐採してのメガソーラー、リニアモーターカーのトンネル掘り、これらの森林破壊につながる巨大開発を規制する記述をすべき。	2	上位計画である森林・林業基本計画の第3の1の(7)において、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定し、伐採規制や開発規制等の運用により、また、保安林以外の民有林については、1haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する旨記述しているところであり、Ⅲの1及び2においても、林地開発許可制度の厳正な運用や保安林の計画的な配備について記述しているところです。 ご指摘のような案件については、個別の案件ごとに地域の実情等に応じて都道府県や国が判断することとしています。
38	全般	スギ・ヒノキの人工林ではなく、動物が住み、水を育む豊かな森林こそが、この国の財産です。人工林を自然の森に戻すことを強く望みます。	2	Ⅰの1「森林の整備及び保全の基本的な考え方」に記述しているとおおり、水源涵養機能、生物多様性保全機能をはじめとする森林の有する多面的機能の総合的かつ高度発揮に向けて、計画的な森林の整備及び保全を進めてまいります。
39	全般	水源保全、生物多様性保全、災害防止、花粉症低減のため放置人工林を天然林へ再生することを計画を盛り込むべき。	2	Ⅰの1「森林の整備及び保全の基本的な考え方」に記述しているとおおり、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、生物多様性保全機能をはじめとする森林の有する多面的機能の総合的かつ高度発揮に向けて、計画的な森林の整備及び保全を進めてまいります。 なお、Ⅱの4の(1)において記述しているとおおり、森林所有者が自ら経営管理ができない森林については、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の活用等により森林の経営管理を進めることとしています。
40	全般	植物、動物、微生物は共存できるよう、動物、微生物も十分調査すべき。	2	野生動物の保全については重要であると認識しており、第1表の「生物多様性保全機能」を有する森林について、「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ(中略)一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能が発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。」と記述しているところです。
41	全般	都市部の面積より上流の山間部の面積が多いので山間部で大雨を一時的に保持しないと河川が氾濫してしまう。	2	全国森林計画では、第1表「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」において、水源涵養機能や山地災害防止機能／土壌保全機能等の森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を示しており、今後とも、水源涵養機能が適切に発揮されるよう森林の整備及び保全を進めていく考えを明示しています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
42	全般	小動物であれば緑の回廊も意味があるかもしれませんが、クマのような大型動物は、緑の回廊ぐらいでは生存できません。国有林を天然林に戻すことによって、面的生息地が確保できるよう、責任をもって取り組んでください。	2	Ⅲの3において、「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する」とこととしておられるところであり、国有林においては、引き続き、自然条件等を踏まえた上で、属地的に生物多様性機能の発揮が求められる森林においては、針広混交林への誘導等に取り組んでまいります。
43	全般	豪雨の際の流木対策は、治山ダムを奥地の奥地までつくるのではなく、緑のダムと言われる天然林の保水力、治山力を生かしたものにすること。	2	流木対策については、平成29年九州北部豪雨災害等を踏まえ、Ⅲの2の(3)において新たに記述することとしており、「流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。」と記述しているところです。
44	全般	林道整備は、生態系の保全に配慮して必要最小限度に留めること。	2	Iの1において、「森林の有する水源涵養、(略)生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための(略)林道等の路網の整備、(略)を推進する」とこととしておられるところです。 また、林道の計画設計等に係る技術上の基本事項を示した林道技術基準においても、林道の計画策定にあたって、「自然環境との調和の観点から、野生動物等生息状況や地形、地質、気象等自然条件を十分に考慮」することとされています。
45	全般	今花粉症は国民病といわれ、多くの日本人が毎年辛い思いをしています。たくさん医療費を使っています。花粉症は難病ではなく、戦後植えすぎて放置されたままの人工林の間伐皆伐すれば完治するものです。そして花粉症については、人工林の間伐皆伐するだけで、効果が得られるのです。今後15年間に、放置された人工林の間伐皆伐を進め、そのあとにまた杉桧を植えることをせず、天然林に戻すよう希望します。国民の健康を守るため、また森林の健康を守るため、より良い税金の使い方の検討をされることを希望します。	2	ご指摘のとおり、花粉を飛ばすスギやヒノキの人工林を伐採することは、花粉発生源対策の大きな柱の一つです。ただ、伐採した後は、きちんと森林に戻していくことも重要です。一方で、スギは日本固有の樹木であり、日本の気候風土に合っている上に、木材としての性質が優れていること、育苗、育林の技術も確立していることから、ヒノキも含め、森林所有者の皆様にご選択されて植栽してきたという経緯があります。伐採後の植栽にあたっては、適地適木を旨として、スギやヒノキに限らず広葉樹も含め、自然条件等に適合した樹種を選定することとしていますが、スギやヒノキを植栽する場合でも、無花粉、少花粉等花粉の少ない品種の開発を推進しており、これら花粉の少ない苗木を積極的に植栽することで、広葉樹の導入と合わせて、花粉の少ない森林づくりを推進してまいります。
46	全般	森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担して森林を支える仕組みである、森林環境税及び森林環境譲与税をふまえた全国森林計画の策定をお願いしたい。2つの税は法令上用途が定められ、市町村及び都道府県の森林整備等の財源となるものであるが、全国森林計画は「地域森林計画」等の規範となる位置づけがある。市町村及び都道府県が森林環境税及び森林環境譲与税をふまえた森林計画を策定する際に参考になる内容の追記をお願いしたい。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的技術指針等を記述するものであり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)も含め整備・保全に係る財源に応じた取り扱いを記述するものではないことをご理解ください。 なお、Ⅱの4の(1)において、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(新たな森林管理システム)について追記するとともに、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を活用した森林整備のあり方等については、別途、各地において説明会を開催し、理解促進に努めているところです。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
47	全般	流域計画についてですが、市町と県、政令市と県が協力して施策を行えていない中、県と県が協力して施策を行えるかは、疑問が残ります。	4	上位計画である森林・林業基本計画において、「森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、国はもとより、地方公共団体、森林所有者、森林組合や民間の林業事業者、木材産業関係者、住宅供給者など、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要」と記述しており、都道府県間についても必要に応じ協力・連携が進められているところです。
48	全般	増産計画について、 ・山林の奥地化により通勤、運搬距離が長くなっている。 施業地が奥地化＝基盤整備が進んでいない(今後奥地の山に投資して基盤整備を進めていくべきなのか?) ・人手不足(低収入) 40歳で年収400万円位にならないと止めてしまう。 山で働く人は低賃金で良いのか ・獣害 植えた物が殆ど食われてしまうなか、造林意欲が湧かない。ダメになると判っていて自分の山に植林する人が居るでしょうか? 以上施策で補えない問題で生産量が伸びていない。再々の現場聞き取りを望みます。	4	上位計画である森林・林業基本計画の第1の3の(1)に記述しているとおり、施策展開にあたっての基本的な視点として、現場に立脚した施策の展開を行っているところです。これまでも、現場からの聞き取りをはじめ、地方公共団体、森林所有者、林業事業者等との意見交換等を行ってきたところであり、今後も、森林・林業の現場が抱える課題に適切に対応し、創意工夫を引き出すことのできる現場に立脚した施策を都道府県等と連携しつつ展開するよう努めてまいります。
49	全般	我が国の林業は、戦後以降、国の施策によって翻弄されてきた。短期間で施策が変わるのではなく、腰の据わった施策を進めて欲しい。	4	施策の展開に当たっては、林業の持つ長期性という特性を踏まえて対応することと、技術革新や新たな木材利用を巡る情勢の変化等に柔軟に対応していくことの両方が必要と考えています。
50	全般	戦後、国外に出て行く産業も多くある中、林業は、他産業のように国外移転ができず国内に残るしかなかったが、結果的に日本の環境、水を守ってきた。林業に出ているお金は補助金ではなく、そのような他産業からの利益の再分配として、安定的予算として安心して木材を生産し労働者が精一杯働ける環境をつくって欲しい。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めたものです。ご指摘の「安心して木材を生産し労働者が精一杯働ける環境」の整備については、上位計画である森林・林業基本計画の第3に示しております原木の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出、効率のかつ安定的な林業経営の育成等の各種施策を通じて推進していく考えです。
51	全般	自然林、里山、雑木林、人工林等、森林の多様性・多機能性を確保するために、奥山全域、山頂1/3、急斜面、尾根筋、谷筋を自然林として残すこと。	4	上位計画である森林・林業基本計画の第2の2(4)に記述しているとおり、自然条件や社会的条件を勘案しつつ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましいとの考え方にに基づき、例えば、育成単層林の中でも急傾斜の森林等は育成複層林へ誘導するなど多様で健全な森林づくりを進めることとしています。 なお、具体的な森林の配置の考え方等については、地域の実情を踏まえ、市町村森林整備計画で定められることとされています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
52	全般	計画作成は前計画の実施チェックを踏まえて次計画を作成するという、PDCAの必要性は主張されて久しいが、そういう手続きが読み取れない。前回計画後の計画実施状況、森林・林業をとりまく情勢や科学的知見の進展などを踏まえて、今回の計画ではどこを見直したのかがわかるように記載して欲しい。	4	平成30年4月13日の林政審議会において、現行計画の実績、森林資源調査の速報値を示すとともに、平成30年7月17日の林政審議会において、上位計画である新たな森林・林業基本計画に即し全国森林計画の策定を行った平成28年5月以降に生じた新たな施策の導入等を踏まえた上で、次期計画案を審議しています。また、同審議会において、現行計画と次期計画案の相違点を示しています。 なお、林政審議会の配付資料等は、林野庁ウェブサイトでご覧いただけます。
53	全般	森林を資源としてとらえるような発想はやめるべきです。人間の視点、経済の視点しかこの全国森林計画案にはありません。森林は人間だけのために存在しているわけではありません。林業に関しては、森林を工業製品を生み出す工場と完全に勘違いしているのではないかと。 計画の策定に当たって、私たちのような現場を知る自然保護団体のメンバーを、計画立案者の中に入れていただきたい。	4	上位計画である森林・林業基本計画の第1の3の(1)に記述しているとおおり、施策展開にあたっての基本的な視点として、現場に立脚した施策の展開を行っているところです。これまでも、現場からの聞き取りをはじめ、地方公共団体、森林所有者、林業事業者等との意見交換等を行ってきたところであり、今後も、森林・林業の現場が抱える課題に適確に対応し、創意工夫を引き出すことのできる現場に立脚した施策を都道府県等と連携しつつ展開するよう努めてまいります。
54	全般	近年の豪雨で崩れる山林があまりにも多いことを踏まえ、国土保全のための森林づくりとして、まず最初にどのような森林計画を立てれば、豪雨災害を少しでも減らせるのかに触れるべきである。今後15年の森林計画は人工林をいかにお金に変えていくかよりもいかに災害に強い森林を維持していくか、これが一番大事である。	4	上位計画である森林・林業基本計画の第2の2「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」において、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた森林誘導の考え方を育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに明らかにしているところです。
55	全般	太陽パネルや風力発電を山に設置することで土壌流出が起こっていることはご存じだろうか。山を管理するものとして、このあたりの規制を強化すべきである。	4	森林法において、 ① 水源の涵養、災害の防止等の目的を達成する上で特に重要な森林を保安林に指定し、一定の伐採や開発等を規制しているほか、 ② 保安林以外の民有林についても、1ヘクタールを超える開発行為は都道府県知事による許可制としているところです。 森林が有する公益的機能が十分に発揮されるよう、森林法の適切な運用により、森林の保全と適切な利用の確保に努めていく考えです。
56	全般	保安林は本当に水源涵養などの公益的な機能を有しているのだろうか。これまでに、水源涵養保安林という看板があるにも関わらず真っ暗な整備されていない人工林を数多く見てきた。そもそも皆伐後に植林を義務付ける必要はあるのか。植樹したものよりも実生のものの方が強い植物が育つことを考えると、植樹を義務付けるのではなく、シカ対策のためにネットで囲う程度の方が妥当である。さらに公益的な機能を強めるのであれば、広葉樹林化や針広混交林に変えていくべきだと思うが、皆伐には規制がかけられており、間伐は3割程度、これどうやって公益的な機能を高めていけば良いのだろうか。保安林の伐採規定を見直すべきである。	4	森林の有する機能のうち、水源涵養機能についての森林整備及び保全の基本方針として、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を推進するとともに、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施策を推進することとしており、さらに公益上の目的を達成するために必要な森林は、保安林に指定することとしています。保安林における立木の伐採の方法等を定めた指定施策要件は、その保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものとするとしており、自然条件等に応じて天然力を活用した森林整備等も推進しているほか、指定の目的に即して機能していないと認められる場合は、特定保安林に指定し、間伐その他の森林施策を早急に実施することにより、公益的機能の確保に努めております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	処理の結果 (案)	処理の理由等(案)
57	全般	野生の生物の生態を理解し、効果的な施策を取りまとめて実行していきけるような人材を育成すること。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的技術指針等を記述するものであり、ご指摘のような人材育成については、上位計画である森林・林業基本計画の第3の1の(8)において、「多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術(略)について研究・開発を進める」、「研究・技術開発の成果については、林業普及指導事業等を通じた森林所有者等への指導、市町村行政への支援、専門知識・技術や実務経験を有する者を養成する。これらの取組を通じ、研究・技術開発に係る人材の確保と相互連携、現場への普及等を図る。」と記述しているところです。
58	全般	間伐の補助金について、補助金をもらおうにも間伐率は3割、捨て切りには補助金がかからない。これでは災害に強い森には絶対に変えていけない。3割間伐では広葉樹林化できない。搬出ありきでは奥地の放置されている人工林に手を入れられない。もっと柔軟に、捨て切りや3割以上の間伐にも補助金をつけるべき。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、特定の施策・事業についていただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
59	全般	これまで林野庁は、国産材を使うようにと国民に消費をあおってきました。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄のこれまでの右肩上がりの発想を、林業でも改めるときです。木に付く虫や菌のことなども考えると、材は輸出入すべきものではなく、どの国も自国で生産消費すべき。国産材を輸出する政策を止めてください。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、特定の施策・事業についていただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
60	全般	今の材価をアップし、薄利多売などしなくても生活が安定するような政策をとっていただければ、林家や山林労働従事者の数も増えるはずですが、一般の林家が潤うためには、競争力は少ない方がいいので、国が林業から撤退することが必要です。国と民間が競合する産業では、民間に勝ち目はありません。国有林は本来奥山水源の森であり国民の貴重な自然財産です。人工林にして自然を破壊してしまうのではなく、全て天然林にもどすべきです。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、特定の施策・事業についていただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
61	全般	地域住民、森林所有者、自然保護団体が主体的に参加して健全な森林づくりを行うための受け皿として、行政を事務局とする地域森林委員会を設置を義務付けること。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、特定の施策・事業についていただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
62	全般	本来、森林に害を与える鳥獣や虫などは、この世に存在しません。かれらが森林に害を与えるような結果をもたらしたとしたら、それは人間が原因を作っています。原因を特定し、鳥獣や虫を殺すのではなく、人間がもたらした原因を除去する政策をとるべきです。	4	全国森林計画は全国の森林の整備及び保全の方向性や一般的な技術指針等を定めるものであり、いただいたご意見については今後の検討の参考にさせていただきます。
63	全般	愛知県の森林税は奥三河だけでなく、木曾三川の上流岐阜県、長野県にも使うべき。	4	愛知県の取組についてのご意見であり、愛知県にお問い合わせください。